

ユニセフ T・NET 通信

2013 AUTUMN

No.55

公益財団法人 日本ユニセフ協会 学校事業部

〒108-8607 東京都港区高輪 4-6-12 ユニセフハウス TEL:03-5789-2014 FAX:03-5789-2034

Email: se-jcu@unicef.or.jp ホームページ <http://www.unicef.or.jp>

募金口座▶郵便振替: 00190-5-31000 (公財)日本ユニセフ協会 (送金手数料免除 ※窓口振込のみ)

障がいのある子どもたち

「世界子供白書2013」からの報告

「世界子供白書2013」は障がいのある子どもたちをテーマに掲げ、発行されました。現在、障がいのある人の数は世界で10億人を超えているといわれています*1。それは、世界人口の約15%にあたり、世界保健機構(WHO)の予測を上回る数でした。予想を超える数が明らかになった背景には高齢者人口の増加があり、この数値は、誰もが人生の中で障がいを有する可能性があることを示しています。障がいのある人は、障がいが無い人に比べ、健康に成長すること自体が難しい、貧困率が高い、教育を十分に受けられていないなど厳しい状況にあることが報告されています。「世界子供白書2013」では、こうした弱い立場にある「障がい」のある子どもたちと、そうした子どもたちが住む社会も恩恵を受けられるように、全ての人々が平等に受け入れられる格差のない社会、「誰もが受け入れられる社会(インクルーシブな社会)」をどのように実現できるのかを提言しています。

©UNICEF/BANA2007-00655/Naser Siddique

障がいのある子どもたちの現状

モンゴル、フブスグル州に暮らすウヤンガさん(13歳)には、話すことが難しい、目がよく見えないといった障がいがあります。障がいについて支援を受けられないまま、ウヤンガさんは村の小学校の通常学級へ入学しました。しかし、同級生や他の生徒たちから「障がい」をからかわれるようになり、ウヤンガさんは学校に通うのをやめてしまいました*2。

現在、世界にはウヤンガさんのように、極めて困難な状況にいる障がいのある人が1億1千万人から1億9千万人いるといわれています*3。しかし、正確なデータは分かっていません。障がいのある子どもが国民の中に何人いるのか、どのような障がいがあるのか、について信頼できるデータを持っている国がほとんどないのです。

正確なデータを得られていない大きな理由として、出生登録がされていないということがあげられます。出生登録がされて

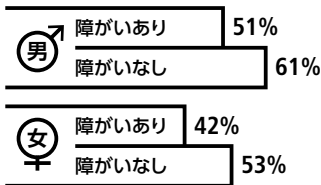
いないということは、公には「存在していない子ども」ということです。そのため、成長するのに欠かせない保健や医療、教育などの社会サービスや法的保護を受けることができません。それは社会からの疎外を意味します。子ども時代にこうした必要なサービスを受けられないと、重い病気になったり、職に就けなかったり、人生の様々な場面で不利な状況に直面する可能性が高くなります。

出生登録がされたとしても、厳しい状況がなくなるわけではありません。貧困のために、学校や病院へ通えていない子どもたちが多くいます。そして、貧困の中で生きている障がいのある子どもたちは、学校や病院へ行くのがさらに難しい状況にあり

©UNICEF Mongolia/2012/Dolan
笑顔を見せるウヤンガさん(左)

【グラフ1】

初等教育を修了する子どもの割合（推定）



（データは原典・WHO51カ国での調査による）

います。また、障がいのある女の子は、障がいのある男の子や障がいのない女の子に比べ、教育や職業訓練を受ける機会が少なく、就職先を見つけれられる可能性も低い傾向にあります。初等教育修了率で見ると、障がいのある子どもたちの初等教育修了率は障がいのない子どもたちに比べて大きく下回っています【グラフ1】。

“誰もが受け入れられる社会”を目指して

しかし、明るい兆しも見えています。誰もが受け入れられる社会をつくっていくことに、世界は真剣に取り組んでいこうとしているのです。

「子どもの権利条約」には、障がいのあるなしにかかわらず差別してはならないということ（第2条）、障がいのある子どもたちの尊厳を守り、保健や教育といったサービスを受けられるようにするという（第23条）が明記されています。そして、2008年に発効された「障害者の権利に関する条約」では、改めて、障がいのある子どもたちも、ほかの子どもたちと同様の権利を持っていること（第7条）を明記しています。

では、こうした権利が守られる社会、誰もが受け入れられる社会を実現するために具体的に何が求められているのでしょうか。

子どもの脳の80%が3歳前に発達するといわれています。そのため、生後早い段階で障がいや発達遅延が特定され、家族や地域社会の支援を受けることができれば、障がいのある子どもたちは学校での教育期間を最大限に活かすことができ、成人への準備を上手に進めることができるようになります。障がいの早期発見と支援が求められています。

学校教育では、「インクルーシブ教育」という考え方があり、障がいのある子どもたちを含め、正規の学校制度の中で、すべての生徒に有意義な学習機会を提供し、必要に応じて、個人に合わせたサポートを補足的に受けられるようにするあり方が求められています。障がいのある子どもたちも、ない子どもたちも共に学ぶ環境を整えると、相互対話から先入観を解消でき、肯定的な態度や姿勢を促すことができることが分かっています。障がいのある子どもたちと共に学ぶことで、障がいのない子どもたちの視野を広げることにもなります。

さらに、初めから障がいのある子どもたちを受け入れる予定でスロープや間口の広い出入口などの建物を設計し、必要な備品をそろえておくと、障がいのある子どもたちだけでなく、障がいのない子どもたちも安全で楽しい学校生活を送ることができます。

また、障がいのある子どもたちが利用できるトイレが学校にないため、学校に行けない子どもたちもいます。トイレに行く回数を減らすため水分調整をしている子どももいるという報告もあります。清潔な環境と衛生的なトイレも重要ですが、併せてプライバシーやアクセシビリティに配慮したトイレも必要です。

ユニセフの提案

「世界子供白書」は、今後、国際社会がとるべき行動の方向性を次のようにあげています。

- 各国政府が「障害者の権利に関する条約」を批准し、同条約と「子どもの権利条約」の内容を具体化すること。それらを通じ、障がいのある子どもを持つことによって高額となる生活費が負担とならないよう、家族・家庭をサポートすること。
- 広く一般の間だけでなく、政策決定者や教育や保健・医療などの、子どもたちの命や成長に不可欠な社会サービスの提供者の中に存在する、障がいのある子どもたちに対する差別を排除する施策を展開すること。
- 国際機関は、「障害者の権利に関する条約」と「子どもの権利条約」の内容に準じ、各国政府に対して助言や支援を提供すること。また、障がいのある子どもたちへの支援に社会資源を適切に配分できるよう、障がいのある人々に関するデータの収集や研究を目的とする国際的な研究の実施を呼びかけ、計画を策定すること。
- 障がいのある子どもや若者を対象にした様々な施策やサービスを策定する際には、当事者である彼ら自身の話を聞き、彼らにもその策定プロセスに参加してもらうこと。

ウヤングさんは、現在、ユニセフが支援している障がいのある子どもたちが学ぶセンターに通い、鉛筆の持ち方や言葉の発音の仕方などを習っています。家に帰ってきてからも鏡の前で発音の練習を熱心に行っています。ウヤングさんにとって、センターはなくてはならないものとなっています。

障がいのある子どもたちも、障がいのない子どもたちも、みんなが同じように学び、同じように楽しむ権利があります。ユニセフは“すべて”の子どもたちの権利が守られるよう、これからも活動をしていきます。



世界子供白書2013

「世界子供白書2013」(日本語版)をご希望の方は、下記までご請求ください。1部まで無料、2冊目以降は、1部240円と送料のご負担をお願いいたします。

お問い合わせは学校事業部へ

TEL:03-5789-2014 FAX:03-5789-2034
E-mail: se-jcu@unicef.or.jp

【参考資料】

- *1,3 WHO: Executive Board 132nd session, Provisional agenda item 6.5 (EB 132/10) (30 November, 2012)
- *2 UNICEF At a glance “In Mongolia, centre helps children with disabilities learn new skills”